

港湾局カスタマーハラスメント対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱第5条の規定に基づき、港湾局の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、港湾局カスタマーハラスメント対策委員会（以下「局委員会」という。）を設置する。

(委員長等)

第2条 局委員会の委員長等は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 局委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港湾局の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること
- (2) 職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る局内の連絡及び調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(会議)

第4条 局委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 局委員会の庶務は、港湾局港湾振興部庶務課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月27日から施行する。

別表（第2条関係）

委員長	港湾局長
副委員長	港湾振興部長
委員	港湾経営部長
	川崎港管理センター所長
	川崎港管理センター副所長
	港湾振興部庶務課長
	港湾振興部庶務課技術監理担当課長
	港湾振興部誘致振興課長
	港湾振興部誘致振興課担当課長
	港湾経営部経営企画課長
	港湾経営部経営企画課担当課長
	港湾経営部整備計画課長
	川崎港管理センター港湾管理課長
	川崎港管理センター港営課長
	川崎港管理センター港営課担当課長
	川崎港管理センター整備課長
	川崎港管理センター整備課担当課長
	川崎港管理センター設備課長